

米子市
N P O 法人の条例個別指定制度
【指定申出の手引き】



YONAGO

平成 26 年 3 月

米子市企画部市民自治推進課

米子市NPO法人の条例個別指定制度【指定申出の手引き】

目 次

1	NPO法人の条例個別指定制度について	1
2	指定の手続きについて	2
3	指定の基準について	3
4	書類の記載方法等	
(1)	控除対象特定非営利活動法人指定(更新)申出書	7
(2)	指定基準チェック表(第1表)	8
(3)	指定基準チェック表(第2表)	9
(4)	指定基準チェック表(第3表)	15
	寄附者名簿	17
	ボランティア活動者名簿	18
(5)	指定基準チェック表(第4～7表)	19
(6)	指定基準チェック表(市町村指定法人用)	21
(7)	欠格事由チェック表	22
	役員の氏名等一覧表	24
(8)	寄附金を充当する予定の事業内容等	25
5	指定を受けた後の注意事項等	27

【窓口】

担当窓口	住 所	電話番号
米子市企画部市民自治推進課 協働推進係	米子市加茂町1-1	0859-23-5375

【注意】

・この手引きの中で、単に「法」とあるのは、「特定非営利活動促進法(NPO法)」を指します。

1 NPO法人の条例個別指定制度について

(1) 背景・概要

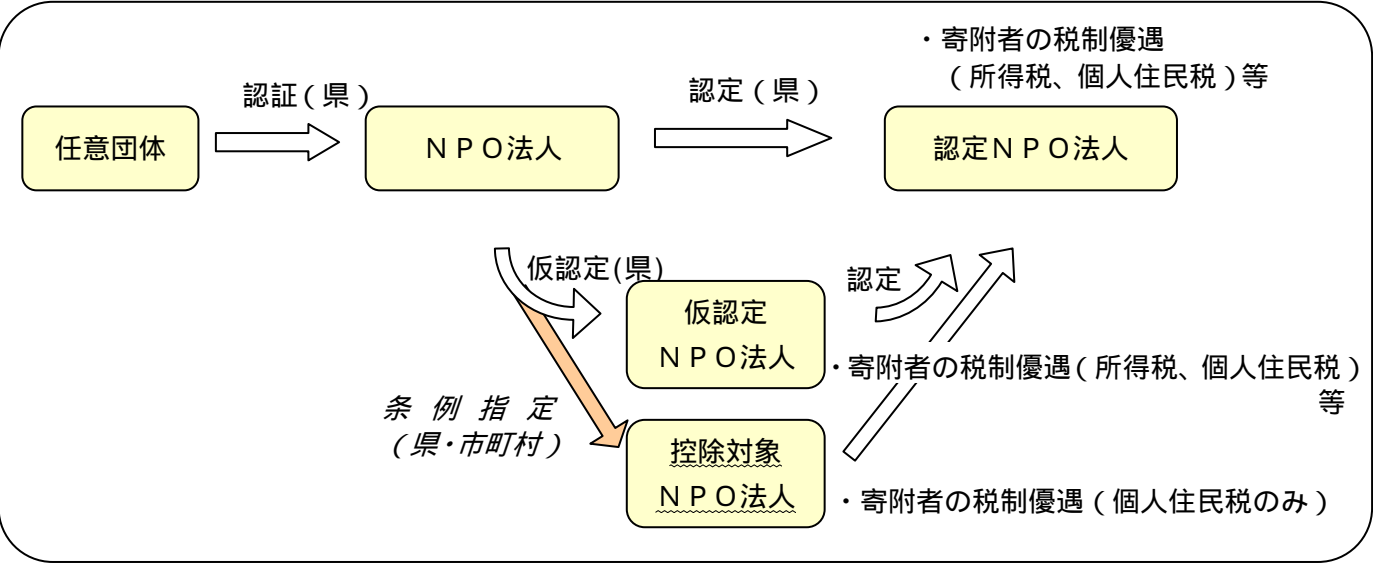
様々な地域課題解決の主要な担い手である NPO 法人の自立的活動を支援するため、NPO 法人への個人からの寄附金に係る税制優遇措置を拡大し、NPO 法人への寄附の促進や、認定 NPO 法人数の増をねらいとして、平成 23 年 6 月に寄附税制改革関連法が成立しました。その一連の制度のうちの一つが市民公益税制（新たな寄附税制）です。

<市民公益税制のポイント>

- 認定 NPO 法人への寄附について、所得税において新たに税額控除を導入（所得控除との選択制）
- ・控除割合...控除対象寄附金額の 40%
- 地域において活動する NPO 法人等の支援（個人住民税）
- ・認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして県や市町村が条例において個別指定した法人へのものについては、個人住民税の寄附金税額控除の対象に
- ・個人住民税に係る寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ（5 千円 2 千円）

条例で個別指定を受けた NPO 法人を、米子市では「控除対象特定非営利活動法人（控除対象 NPO 法人）」とよびます。

(2) 認定 NPO 法人・控除対象 NPO 法人の関連イメージ



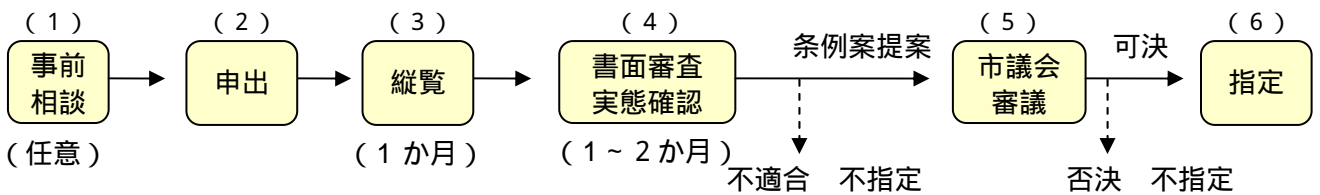
(3) 指定の効果

・米子市及び鳥取県が条例で指定した NPO 法人への寄附金につき、控除対象寄附金額の 10%（市：6%、県：4%）が税額控除の対象になります。

〔例〕市と県が条例で指定した控除対象 NPO 法人に市民が 1 万円の寄附を行った場合の個人住民税減額は $(10,000 - 2,000) \times (10\%) = \underline{800}$ 円
認定 NPO 法人に 1 万円の寄附を行った場合の所得税・個人住民税減額は $(10,000 - 2,000) \times (40\% + (4\% + 6\%)) = \underline{4,000}$ 円

2 指定の手続きについて

指定の手続の流れは、おおむね次のとおりです。



(1) 事前相談

- ・指定の制度全般や、書類作成上の注意点などのご説明をさせていただきます。
- ・事前相談は必須ではありませんが、ご不明な点などあれば市民自治推進課へご連絡ください。

(2) 申出

- ・県内に事務所がある NPO 法人が申出をすることができます。
- ・次の書類を作成・添付の上、市民自治推進課へ提出してください。
- ・提出部数は各 1 部です。

書 類	備 考
控除対象特定非営利活動法人指定(更新)申出書(様式第1号)	p7 参照
各指定基準に適合する旨を説明する書類	p8 ~ 24 参照
欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	p25 参照
直近の事業報告書等(事業報告書、活動決算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿)	
役員名簿	
定款等(定款、法人の認証及び登記に関する書類の写し)	

(3) 書類の縦覧

- ・市は、申出書類を受理したのち、申出をした NPO 法人の名称等を市公報に登載するとともに、申出書類について 1 か月間縦覧します。

(4) 書面審査・実態確認

- ・提出書類に不備がないか、また、各基準を満たしているかどうか、書面での確認・審査を行います。(必要に応じ、書類の追加提出・修正を求めます。)
- ・あわせて、各基準を満たしているかどうかを判断するため、当該 NPO 法人の事務所などにおいて実態を聞き取り・確認させていただきます。
- ・審査の結果、指定が不適当と認められる NPO 法人に対しては、指定をしない旨を通知します。

(5) 市議会審議

- ・指定が適当と認められる場合は、「米子市税条例」の中に指定しようとする法人の法人名、住所を記載して、これを直後の定例市議会に上程し、審議いただきます。

(6) 指定

- ・市議会で条例案が可決されれば指定となります。該当する法人に書面で通知します。
指定の日は、原則として条例の公布の日とし、指定の有効期間は5年間とします。
- ・市公報、ホームページ等で、指定されたNPO法人について広く周知します。
- ・市議会で条例案が否決された場合は、その旨を文書で通知します。

< 申出の時期と指定の時期について >

申出の時期とそれに対応する指定の時期については、当面、次のとおりとする予定です。

申出の時期	提案の時期	指定の日の目安
5月15日まで	9月議会	10月1日
8月15日まで	12月議会	翌年1月1日
11月15日まで	3月議会	翌年4月1日
2月15日まで	6月議会	7月1日

3 指定の基準について

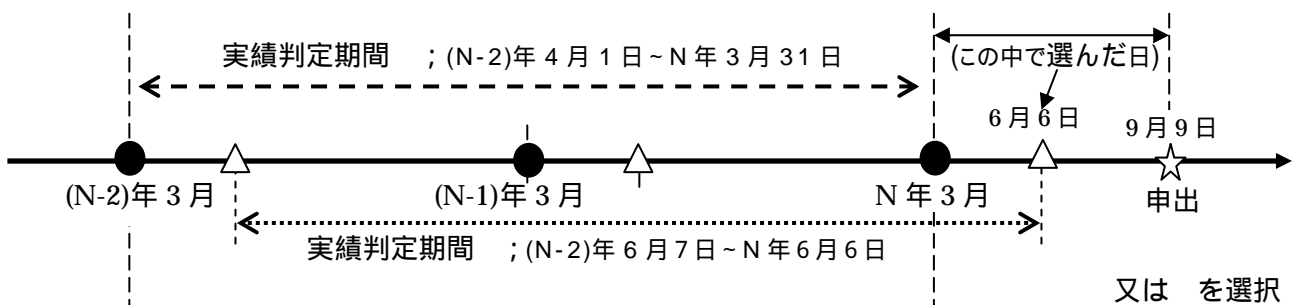
(1) 実績判定期間

申出をしたNPO法人が指定の基準を満たすかどうかを判定するための「実績判定期間」を設けます。

実績判定期間は、指定を受けたことのないNPO法人が申出をする場合、

- 申出をするNPO法人の直前に終了した2事業年度
- 直前に終了した事業年度の末日から申出の日までの間で当該NPO法人が選んだ日以前2年間のいずれかで、申出をするNPO法人が選択できます。

< 実績判定期間のイメージ；事業年度が4月1日～3月31日のNPO法人の例 >



- ・ を選択した場合でも、便宜上この期間を1年ごとに区分したものを「事業年度」とよびます。
- ・ 指定を受けたことのあるNPO法人が申出をする場合の実績判定期間は5事業年度です。

(2) 指定の基準

申出をする NPO 法人が満たすべき指定の基準は、次の ~ のとおりです。

申出にあたっては、それぞれの「指定基準チェック表」と、それを裏付ける書類を添付してください。

指定基準チェック表(第1表) p8 参照

県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。

申出をする NPO 法人の行う活動が、県内で活動していることを確認するものです。

・県内で特定非営利活動を行う地域を記載してください。

指定基準チェック表(第2表) p9 参照

実績判定期間において行った事業が、市民の福祉の増進に資する活動を推進するものであること。
市民の福祉の増進に資する活動とは、第2次米子市総合計画の趣旨に沿った活動のことをいいます。

- (ア) 生涯健やかで安全・安心に暮らせるまちづくりに資する活動
- (イ) 人を大切にし、豊かな心と文化を育むまちづくりに資する活動
- (ウ) 人と自然が調和した快適で住みよいまちづくりに資する活動
- (エ) 活力とにぎわいを生み出す元気なまちづくりに資する活動

申出をする NPO 法人の行う活動が、今後の中長期にわたる総合的・計画的な市政運営の指針として策定された「第2次米子市総合計画」の趣旨に沿った活動を推進するものであるかを確認するものです。

・(ア)～(エ)のうちの該当項目を明示し、NPO 法人の活動概要が分かるものを添付してください。

指定基準チェック表(第3表) p15 参照

広く市民からの支援を受けているものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間において、年間1,000円以上の寄附者の実人数が年平均50人以上いること。

イ 実績判定期間において、法人の特定非営利活動に携わったボランティアの実人数が年平均50人以上いること。

アについては、次の算式により求めます。

【算式】

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{1,000円以上の寄附者の実数の合計} \end{array} \right) \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} = 50 \text{人}$$

〔例1〕事業年度の寄附者 = 80人、事業年度の寄附者 = 30人 の場合

$$\text{平均寄附者数} = \frac{(80 + 30) \times 12}{24} = 55 \text{人} \quad 50 \text{人} \quad \text{OK!}$$

〔例2〕事業年度（設立後6月で終了）の寄附者 = 20人、事業年度 の寄附者 = 60人の場合

$$\text{平均寄附者数} = \frac{(20 + 60) \times 12}{6 + 12} = 53.3 \text{人} \quad 50 \text{人} \quad \text{こちらもOK!}$$

< 注意点 >

- ・ 寄附者名簿を添付してください。
- ・ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- ・ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人として数えます。
- ・ 申出をする NPO 法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合は、寄附者数には含めません。

イについては、次の算式により求めます。

【算式】

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{各事業年度中に当該法人の行う特定非営利活動} \\ \text{に携わったボランティアの実数の合計} \end{array} \right) \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} = 50 \text{人}$$

< 注意点 >

- ・ ボランティア活動者名簿を添付してください。
- ・ 氏名及び住所が明らかなボランティアの方のみを数えます。
- ・ ボランティアと生計を一にする方が別にボランティアに参加された場合であっても、ボランティアの人数には含めません。（あわせて1名として数えます）
- ・ 申出をする NPO 法人の役員、社員及び職員並びにそれらの方と生計を一にする方がボランティアとして参加された場合は、ボランティアの数には含めません。

指定基準チェック表（第4～7表） p19 参照

事業報告書等、役員名簿及び定款等を法人の事務所に備え置き、閲覧させていること。

法の規定に基づき、過去の事業報告書等や役員名簿、定款等をきちんと事務所に備え置いて、関係者の求めに応じて閲覧に供していることを確認するものです。

活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

情報公開の一環として、NPO 法人の活動状況を対外的・継続的に公表し、当該 NPO 法人が行う活動への理解促進に努めていることを確認するものです。

- ・ 情報公開の方法（媒体、手段）を記載の上、積極的に公開をしていることが分かるものを添付してください。

法令等に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

過去に公益に反する行為等を行った事実がないことを確認するものです。

- ・法の規定に基づき事業報告書等の提出がない法人については、指定を受けることができません。

申出の直前に終了した事業年度の末日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

NPO 法人として、少なくとも2事業年度以上の公益的な活動を行った実績があることを確認するものです。

(3) 基準の特例 指定基準チェック表(県指定法人用) p21 参照

鳥取県の条例で控除対象NPO法人として指定されているNPO法人が上記(2)の指定の基準に適合するものと同様であると市が認めるときは、当該基準に適合しているものとみなし、指定を受けられます。

- ・申出書に、そのことが分かる書類を添付してください。

(4) 欠格事由 欠格事由チェック表 p22 参照

上記の指定の基準を全て満たしていても、次の ~ のいずれかに該当する法人については、指定をしないことがあります。

役員のうちに、次のア～ウのいずれかに該当する者があるもの

- ア 過去に認定・仮認定・指定を取り消された場合において、その原因となった事実があった日から1年以内にそのNPO法人の理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しないもの
- ウ 暴力団の構成員等

認定・仮認定・指定の取消しがあった日から5年を経過しないもの(指定期間満了に伴うもの等を除く。)

定款や事業計画書の内容が法令等に違反するもの

国税・地方税の滞納処分の執行がされている、又は処分の終了から3年を経過しないもの

国税・地方税の重加算税又は重加算金を課されてから3年を経過しないもの

暴力団、又は暴力団(その構成員等)の統制下にあるもの

4 書類の記載方法等

様式第1号(第3条関係)

控除対象特定非営利活動法人指定(更新)申出書

米子市長 様

控除対象特定非営利活動法人としての指定(指定の有効期間の更新)を受けたいので、次のとおり申し上げます。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の所在地

申出者 名 称

代表者の氏名

電話番号

1 設立年月日
年 月 日

設立登記の日を記載

2 事業の内容

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

定款に記載されている
事業を記載

電話番号等は公開できるものを
記載(以下同じ)

3 事業を行う県内の地域

市町村名と、具体的な地区名などが記載できる場合は
あわせて記載

4 過去の指定の有無 有 ・ 無

(過去の指定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

5 実績判定期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 その他

(1) 主たる事務所の連絡先

ファクシミリ	メールアドレス	その他の連絡先

(2) 主たる事務所以外の県内にある事務所の有無 有 ・ 無

所在地	電話番号	ファクシミリ	その他の連絡先

7 添付書類

(1) 米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(平成26年米子市条例第1号。

以下「条例」という。)第4条第1項の規定に適合する旨を説明する書類

(2) 条例第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(4) この申出の直前に終了した事業年度の事業報告書

(5) 役員名簿

(6) 定款等

指定基準チェック表

及び根拠資料:p8-20参照

欠格事由チェック表

p22参照

p25参照

指定基準チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名	チェック	
1 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。		
鳥取県内で事業を行っている特定非営利活動法人である	はい・いいえ	〔記載例〕 はい・いいえ
鳥取県内の活動地域		市（ 地区、 地区） 町（全域）
鳥取県内で行っている特定非営利活動及びその他の事業		【特定非営利活動】 事業 事業 【その他の事業】 事業

【指定基準チェック表（第1表） 記載要領】

項目	記載要領	備考
鳥取県内で事業を行っている特定非営利活動法人である	「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。	・主に県外で活動を展開している法人であっても、県内において活動を行う機会があり、市民に一定利益をもたらすものであると判断する場合は、「県内で事業を行っている」ものとみなします。
鳥取県内の活動地域	現に活動を行っている県内の地域を記載してください。	・市町村名を記載するとともに、さらに具体的な活動範囲（地区など）が記載できる場合はあわせて記載してください。 ・実際の行動範囲に限らず、活動の効果が及ぶ地域も活動地域に含まれます。分かる範囲で記載してください。 ・鳥取県外の活動地域については、記載不要です。
鳥取県内で行っている特定非営利活動及びその他の事業	県内の活動地域において展開する具体的な事業名をすべて記載してください。	・特定非営利活動及びその他の事業についてそれぞれ記載してください。 ・定款に記載されている事業のうち、現に活動実績があがっているものについて記載してください。

指定基準チェック表（第2表）（条例第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	チェック
<p>2 実績判定期間において行った事業が、次のいずれかの活動を推進するものであること。</p> <p>(ア) 生涯健やかで安全・安心に暮らせるまちづくりに資する活動</p> <p>(イ) 人を大切にし、豊かな心と文化を育むまちづくりに資する活動</p> <p>(ウ) 人と自然が調和した快適で住みよいまちづくりに資する活動</p> <p>(エ) 活力とにぎわいを生み出す元気なまちづくりに資する活動</p>				
実績判定期間内の各事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
該当区分				
具体的な事業内容				

【指定基準チェック表（第2表） 記載要領】

項 目	記載要領	備 考
該当区分	(ア)～(エ)のうち該当する区分の記号を記載してください。	・(ア)～(エ)の区分の詳細は、別紙（p10～13）のとおりです。 ・該当する区分が複数ある場合は、それぞれ記載してください。
具体的な事業内容	記載した区分に関連した事業内容を記載してください。	・法人が行う事業のうち、記載した区分に関連しない事業については記載不要です。

【その他注意事項】

- ・法人の事業内容及び実績が分かる書類について、別途確認させていただく場合があります。

指定基準チェック表(第2表)の基準については、次の表を目安に該当・非該当を確認してください

(ア)生涯にわたり、健やかで、安全にかつ安心して暮らすことができるまちづくりに資する活動

まちづくりの基本方向	市の取組みの方向
市民一人ひとりの健康づくり	<p>保健、医療、福祉の緊密な連携のもと、多様化する保健ニーズに的確に対応した健康診査、健康教育、健康相談などの各種保健施策や疾病予防対策、健康づくりに関する意識啓発等の充実を図ることにより、市民自らの健康管理の支援に努めます。</p> <p>健康づくり施策の充実 母子保健施策の充実 成人保健施策の推進 感染症予防対策の推進</p>
安心して子育てができる環境づくり	<p>出産、育児に関する相談支援体制の整備や教育・保育ニーズの多様化に対応した子育て支援サービスの充実、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の社会的自立と安定した生活に向けた支援に努めます。</p> <p>子育て支援施策の推進 児童福祉施策の推進 母子・父子福祉施策の充実</p>
明るい長寿社会の実現	<p>身近な地域で支え合い、助け合える体制の構築に取り組むとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」必要なサービスの提供を受けることができる体制の整備、介護予防施策や在宅福祉施策などの充実を図ることによって、社会参加や健康づくりの推進に努めます。</p> <p>社会参加しやすい環境づくりの推進 介護予防施策の推進 在宅福祉施策の推進 認知症高齢者対策の推進</p>
障がい者の自立の支援と社会参加の推進	<p>障がいのある人が地域社会の一員として、自らの意思のもとに、ゆとりと生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、身近な相談・支援体制の整備や障がい福祉サービスの充実を図り、だれもが安心して暮らせる社会の実現に努めます。</p> <p>障がい者(児)福祉施策の充実</p>
災害に強い地域づくり	<p>消防・防災体制の充実、大規模災害等に備えた防災対策や基盤整備、災害や事故発生時に迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の充実を図るとともに、市民の防災意識の高揚、自主防災組織等の育成・強化による地域防災力の向上などを総合的に推進し、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。</p> <p>消防・防災体制の充実 防災体制の強化 新たな危機への対応の強化</p>
安全に暮らせる地域環境づくり	<p>犯罪や交通事故のない環境づくりに向けた、市民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、それぞれの地域に根ざした防犯対策や交通安全対策の推進に努めるほか、健全で豊かな消費生活を送るため、情報提供や相談業務等を通じて、自立した消費者の育成に努めます。</p> <p>防犯対策の推進 交通安全対策の推進 消費者の権利尊重と自立支援</p>

みんなで支えあう安心の地域社会づくり	<p>住みなれた地域で、だれもが尊厳を持ち、安心していきいきと暮らすことができるよう、支援を必要とする人を地域社会全体で支え合う地域福祉の取組みを推進するとともに、市民一人ひとりの自治意識と連帯感に支えられた地域コミュニティづくりに努めます。</p> <p>地域福祉活動の促進 市民自治活動の推進</p>
--------------------	--

(イ) 人を大切に、豊かな心と文化を育むまちづくりに資する活動

まちづくりの基本方向	市の取組みの方向
互いの人権を尊重しあう社会の実現	<p>すべての市民がお互いの人権を尊重し、個性を認めあうことによって、自分らしく自信を持って安心して暮らすことができ、それぞれの個性と能力を発揮しながら、多様な生き方ができる社会の実現に努めます。</p> <p>社会における人権教育・啓発の推進 学校における人権教育・啓発の推進 同和対策の推進</p>
男女がともに輝く社会の実現	<p>男女が性別にとらわれることなく個人として尊重され、一人ひとりが個性と能力を育み、これを発揮することができ、ともに喜び、ともに責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現に努めます。</p> <p>男女共同参画の推進</p>
豊かな心を育む学校教育の推進	<p>創意工夫による特色のある学校づくりに取り組むとともに、機能的でゆとりある学校施設の整備を図ることにより、豊かな心とたくましい人間性を育む教育の推進と教育環境の充実に努めます。</p> <p>幼児教育の充実 小・中学校教育の充実 学校施設の充実 学校給食の充実</p>
青少年の健全育成	<p>関係機関との連携を図りながら、学校、家庭、地域が一体となって、青少年にとって有害な環境の浄化を推進し、青少年の非行防止と健全育成に努めます。</p> <p>青少年の育成支援 青少年の非行防止</p>
生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現	<p>個々のライフステージやニーズに合わせた学習機会を得て、その成果を活かすことができる生涯学習社会の形成を進めるとともに、年齢や体力に合わせてスポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの振興と環境の整備に努めます。</p> <p>生涯学習活動の推進 生涯スポーツの推進</p>
市民文化の振興と歴史的遺産の保存・活用	<p>芸術・文化に接する機会の提供、芸術文化活動への支援などを通じ、市民文化の振興を図るとともに、本市の長い歴史と特色ある風土に培われた有形・無形の貴重な文化財の保護、活用や歴史・文化施設の整備などを推進し、よなごの文化の総合的な振興に努めます。</p> <p>芸術文化活動の推進 文化財の保護と活用 伯耆の国よなご文化創造計画の推進</p>

(ウ) 人と自然が調和した快適で住みよいまちづくりに資する活動

まちづくりの基本方向	市の取組みの方向
------------	----------

機能的で魅力あふれる都市環境づくり	<p>効率的で計画的な土地利用を推進するとともに、本市に受け継がれてきた歴史的・文化的特色を活かしながら、愛着の持てる良好な都市空間の形成を図るなど機能的で魅力あふれる都市環境づくりに努めます。</p> <p>効率的で計画的な土地利用の推進 機能的な市街地の形成 良好な都市景観の形成 環境美化の推進</p>
快適でうるおいのある住環境づくり	<p>良質で多様な住宅の供給、全国に誇る安全で良質な水の安定供給などとともに、緑地の保全、都市公園、河川・海岸の整備などによるまちと調和した緑と水辺の空間形成などを総合的に推進することによって、快適でうるおいのある、個性豊かな住環境づくりに努めます。</p> <p>良質な水の安定供給 都市公園・緑地の整備 河川・海岸等の整備 良好な市営住宅の提供</p>
環境共生・循環型の地域社会づくり	<p>環境保全対策、新エネルギーの普及促進などの施策を総合的・計画的にすすめるとともに、ごみの減量化と再生利用を推進し、天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の構築に努めます。</p> <p>環境保全対策の推進 循環型社会づくりの推進 ごみの減量化・再生利用化の推進 公害対策の充実 環境にやさしいエネルギーの有効活用</p>
豊かな自然環境の保全と活用	<p>公共用水域の水質浄化、自然環境保全に対する市民の意識の醸成などに取り組むとともに、地域資源として、これらの豊かな自然の適切な利活用に努めます。</p> <p>公共用水域の水質浄化の推進 生活排水対策の推進 森林資源の保全と育成</p>

(エ) 活力とにぎわいを生み出す元気なまちづくりに資する活動

まちづくりの基本方向	市の取組みの方向
地域を支える農業・漁業の振興	<p>農業生産基盤の整備や多様な担い手の育成、耕作放棄地の解消と農地の有効活用、地産地消の取組みを推進することにより、農業の持続的な発展と地域の振興を図るとともに、漁港・漁場の管理や海面及び内水面の水産資源の育成・確保に取り組むことによって漁業経営の安定化と効率化を図るなど、農業・漁業の振興に努めます。</p> <p>次世代につなぐ農業の推進 農業基盤整備の推進 海面漁業の振興 内水面漁業の振興</p>
活力を生み出す商工業の振興	<p>中心市街地商店街の活性化への支援や大型商業核の存続など商業集積による集客力と魅力の向上を図るとともに、工業の活性化を促進し、あわせて中小企業の経営基盤の安定と強化を図ることによって、地域経済の持続的な発展に向けた商工業の振興に努めます。</p> <p>中小企業対策の推進 商業の活性化 工業の振興</p>
中心市街地の活性化	<p>関係団体や民間事業者等と連携しながら、新たな商業施設の開発や歴史・文化・自然など社会資源の利活用、便利で快適な住環境の整備など都市機能の再生と増進、及び地域の経済活性化を総合的かつ一体的</p>

	<p>に推進することにより、多くの人が集い、にぎわい、元気に暮らせる中心市街地の形成に努めます。</p> <p>中心市街地活性化の推進</p>
時代をひらく新たな産業の育成	<p>先端技術産業の分野を中心とした産学金官連携のネットワークの充実や農商工連携・6次産業化の取組みに対する支援などを行うことにより、分野を超えた新たな産業の開拓を推進し、地域の特色を活かした産業の育成に努めます。</p> <p>産学金官連携の推進 新しい産業創出のための支援</p>
観光拠点としての魅力の向上	<p>関係団体や関係機関、NPO×等との連携により、本市及び周辺地域に広がる豊かな自然環境や歴史的遺産、食材等を活用した観光メニューの開発を促進し、積極的な情報発信を展開するとともに、広域連携による観光振興や諸外国からの誘客も視野に入れながら、滞在型観光の促進と観光地としての個性の創出と魅力の向上に努めます。</p> <p>観光資源の整備・活用 観光客の誘致 皆生温泉の活性化 淀江地区の活性化</p>
業立地の促進と雇用環境の整備	<p>米子流通業務団地や崎津がいなタウンの分譲・土地利用を促進し、積極的な企業誘致の展開と、既存企業の施設の増設によって、地域における産業活動の活性化と新たな雇用機会の創出を図るとともに、地域産業を担う勤労者の雇用の安定対策として福利厚生の上を促進するなど総合的な雇用環境の整備に努めます。</p> <p>流通業務団地・崎津がいなタウンの利活用の促進 企業誘致の推進 雇用の安定と創出</p>
総合的な交通体系の整備	<p>交通の要衝として、広域的な交流基盤である高速道路をはじめとした広域幹線道路の整備や鉄道、航空路の利便性の向上を図るとともに、市民生活の基盤となる幹線道路や生活道路の整備、バスなどの生活交通を確保することによって、市民のだれもが目的に応じて利用できる交通体系の整備に努めます。</p> <p>道路網の整備 バス交通網の確保 鉄道輸送の充実 航空輸送の充実</p>
国際交流の推進	<p>諸外国の都市との地域レベルでの交流事業を推進するとともに、様々な分野での民間交流などと連携しながら、市民の異文化への理解や、国際化に対応する意識の醸成を図ることによって、国際性豊かな人材の育成や外国人にとっても暮らしやすい環境づくりに努めます。</p> <p>国際交流の推進</p>
多様な交流と地域活力の創造	<p>多様化する生活志向に対応した移住・定住支援対策に取り組むとともに、地域の特色を活かしたコンベンションの誘致、地元特産品等を活用した「米子ブランド」の発信、ツイッターなどの新しい電子媒体を通じたイメージ戦略など、人・物・情報・文化など多面的な交流の推進に努めます。</p> <p>移住・定住施策の推進 よなごの特徴を活かした活力の創造 コンベンションの誘致</p>

指定基準チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	実績判定期間	年 月 日	チェック
		～ 年 月 日	

3 広く市民からの支援を受けているものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。
 ア 実績判定期間において、年間1,000円以上の寄附者の実数の合計が年平均50人以上いること。
 イ 実績判定期間において、法人の特定非営利活動に携わったボランティアの実数の合計が年平均50人以上いること。

実績判定期間内の各事業年度	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
実績判定期間の月数 (端数切り上げ)	月	月	月	月	月
【ア】年間1,000円以上の寄附者数	人	人	人	人	人

〔チェック欄〕

寄附者の氏名（法人にあっては名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えている
 寄附者本人と生計を一にする者を含めて1人として数えている
 当法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合、寄附者数から除いている
 対価性のある会費などは寄附金から除いている

〔判定式〕

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上の寄附者の実数の合計 人 × 12 = 人 50人

実績判定期間の月数 月

【イ】ボランティアの従事人数	人	人	人	人	人
----------------	---	---	---	---	---

〔チェック欄〕

ボランティアの氏名及びその住所が明らかな者のみを数えている
 ボランティア本人と生計を一にする者がボランティアに参加された場合には、これを含めていない
 当法人の役員、社員、職員及びそれらの者と生計を一にする者はボランティアの数に含めていない

〔判定式〕

実績判定期間内の各事業年度中に当法人の行う特定非営利活動に携わったボランティアの実数の合計 人 × 12 = 人 50人

実績判定期間の月数 月

【指定基準チェック表(第3表) 記載要領】

項目	記載要領	備考
実績判定期間の月数	実績判定期間の月数について、整数で記載してください(まる2年間の場合は「24」を記載)。	・実績判定期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とします。(例:19月と10日 「20月」とする)
【ア】 年間1,000円以上の寄附者数	各事業年度において、該当する寄附者の実数を記載してください。	・1回当たりの寄附金額が千円未満であっても、複数回にわたる、あるいは生活を一にする複数人からの寄附金の合計が千円以上である場合は、1人として数えることができます。 ・原則として、会費は寄附金の額から除きます。ただし、対価性が認められない会費は寄附金とみなすことができます。 ・イ(ボランティア要件)を選択した場合は、この欄の記載は不要です。
【イ】 ボランティアの従事人数	各事業年度において、該当するボランティアの実数を記載してください。	・1事業年度について同一の人が複数回ボランティアに参加しても一人として数えます。 ・労働の対価が無償であるボランティアのみを数えます。(交通費等の実費相当分のみが支給される場合にあっては、1人として数えることができます。) ・ア(寄附金要件)を選択した場合は、この欄の記載は不要です。

【添付書類】

- ・寄附者名簿又はボランティア活動者名簿

【その他注意事項】

- ・寄附者又はボランティアが法人の役員又は社員等と関係のある者であるかどうかを確認するため、過去の役員名簿等について別途確認させていただきます。
- ・寄附金については、各寄附者から寄附金を受領したことが分かる資料(会計帳簿、領収書の写し等)を確認させていただくとともに、寄附者本人への確認をさせていただく場合があります。
- ・ボランティアについては、当該各人がボランティアとして参加したことが分かる資料(ボランティアの募集・応募に係る書類、ボランティア活動に携わった日・時間帯や活動内容等を示す書類)を確認させていただくとともに、ボランティア本人への確認をさせていただく場合があります。

個人情報の保護に
留意の上縦覧

寄 附 者 名 簿

法人名		実績判定 期間	年 月 日 ~ 年 月 日	事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	------------	------------------	------	------------------

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日
	県 市 x x 番地	円	xx・yy・zz
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
		円	・ ・
合 計		円	

【記載要領・注意事項】

- ・この名簿は、指定基準チェック表（第3表）のうちア（寄附金要件）の適否の確認に用いるものです。イ（ボランティア要件）をもとに申出をする場合は、添付の必要はありません。
- ・事業年度ごとに別葉にして記載してください。
- ・記入欄が不足する（2ページ以上にわたる）場合は、別葉とするか行を追加するなどしてください。

ボランティア活動者名簿

個人情報の保護に
留意の上縦覧

法人名		実績判定 期間	年 月 日 ~ 年 月 日	事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	------------	------------------	------	------------------

ボランティアの氏名	住 所	従事内容	従事年月日
	県 市 ××番地		xx・yy・zz
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・

【記載要領・注意事項】

- ・この名簿は、指定基準チェック表（第3表）のうちイ（ボランティア要件）の適否の確認に用いるものです。
ア（寄附金要件）をもとに申出をする場合は、添付の必要はありません。
- ・事業年度ごとに別葉にして記載してください。
- ・従事年月日については、判明しているものについて全て記載してください。
- ・記入欄が不足する（2ページ以上にわたる）場合は、別葉とするか行を追加するなどしてください。

指定基準チェック表（第4～7表）（条例第4条第1項第4号～第7号に適合する旨を説明する書類）

法人名	実績判定期間	年 月 日	チェック
		～ 年 月 日	

指定基準チェック表（第4表）

4 事業報告書等、役員名簿及び定款等を法人の事務所に備え置き、閲覧させていること。

実績判定期間内の各事業年度	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	申出の日の属する事業年度の初日～申出の日
	～ 年 月 日	～ 年 月 日	～ 年 月 日	～ 年 月 日	～ 年 月 日	
事業報告書等、役員名簿、定款等を備え置き、閲覧させている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

指定基準チェック表（第5表）

5 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

実績判定期間内の各事業年度					
公開の手段(媒体)					
公開の時期					

指定基準チェック表（第6表）

6 法令又は条例に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

法令違反等の事実の有無	有・無
-------------	-----

指定基準チェック表（第7表）

7 申出の直前に終了した事業年度の末日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日
------	----------	-------	-------

【指定基準チェック表（第4～7表） 記載要領】

項目		記載要領	備考
第4表	事業報告書等、役員名簿、定款等を備え置き、閲覧させている	各区分に応じ、「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。	・事業報告書等については、各年度において過年度分の書類を備え置くこととされており、そのことを確認するものです（当該年度分の書類を作成したかどうか、ではありません）。
第5表	公開の手段（媒体）	事業年度ごとに、法人の活動状況を公開する手段を記載してください。	・公開の手段が複数ある場合は、全て記載してください。
	公開の時期（頻度）	事業年度ごとに、法人の活動状況を公開する時期又は頻度を記載してください。	<記載例> ・時期... 年 月、 年春 など ・頻度...年3回発行、週2回程度更新 など
第6表	法令違反等の事実の有無	申出を行った日時点における法令違反等の事実について、「有」「無」のいずれか該当する一方に印をしてください。	・事業報告書等の不提出や提出遅延等の違反があっても、その後法の規定に基づき提出がなされ、違反状態が治癒したと判断される場合には基準を満たすものとします。
第7表	事業年度	法人の事業年度の初日及び末日を記載してください。	・申出書の記載と一致させてください。
	設立年月日	法人の設立登記の日を記載してください。	・申出書の記載と一致させてください。

【添付書類】

・情報公開をしていることが分かる書類（第5表関係）

具体的には、会報紙などの印刷物（又はその写し）、インターネットを利用する方法により公開している場合は当該公開部分の写し等を添付してください。

指定基準チェック表（県指定法人用）（条例第4条第2項に適合する旨を説明する書類）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	チェック
鳥取県の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が市の各指定基準に適合するものと同等であると認めるときは、当該基準に適合しているものとみなす。				
条例指定年月日		年 月 日		
【同等性の説明】				
市指定基準の項目		左の基準に適合するものと同等であることの説明		
1	県内における事業実施			
2	適切な事業内容（「第2次米子市総合計画」			
3	市民からの支持（寄附金若しくはボランティアによる支援実績）			
4	事業報告書等の備置き、閲覧			
5	活動状況の積極的な公開			
6	法令違反等の有無			
7	法人設立後1年超の経過			

【指定基準チェック表（県指定法人用） 記載要領】

項目	記載要領	備考
条例指定年月日	当該条例指定を受けた日付を記載してください。	
左の基準に適合するものと同等であることの説明	市の各指定基準に適合していることが分かるように記載してください。	・各説明欄への記載に代えて、指定基準チェック表など各基準に適合すると認められることを説明する書類の添付をもってすることもできます。

【添付書類】

- ・鳥取県の条例個別指定を受けていることがわかる資料（条例、公報など）の写し

欠格事由チェック表

法人名		チェック
次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、指定を受けることができません。		
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
ア 条例第 15 条第 1 項各号(第 3 号及び第 6 号を除く。2 において同じ。)又は第 2 項各号(第 2 号を除く。2 において同じ。)のいずれかに該当し、控除対象特定非営利活動法人の指定取消の手續が行われた場合において、その原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しないもの		
イ 法第 47 条第 1 号イからニまでに掲げる者		
2 条例第 15 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定取消の手續が行われた場合において、控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から 5 年を経過しないもの		
3 法第 47 条第 2 号から第 6 号までに掲げるもの		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
ア	控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合(指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。)において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
イ-イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
イ-ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
イ-ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
イ-ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	指定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない法人(指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。)	はい・いいえ
3-2 号	認定又は仮認定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない法人	はい・いいえ
3-3 号	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
3-4 号	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	指定の申出又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記 3-4 号に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること	はい・いいえ
3-5 号	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
3-6 号	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

【欠格事由チェック表 記載要領】

項 目	記載要領
役員欠格事由 (1 の各欄)	「有」「無」のいずれか該当する一方に印をしてください。
団体欠格事由 (2 , 3 の各欄)	「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。
添付書類	納税証明書を全て添付している場合に「はい」に印をしてください。

【添付書類】

- ・所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（過去3年間に滞納処分を受けたことがないことの証明）

【その他注意事項】

- ・「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- ・「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号口に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

役員の名等一覧表

年 月 日現在

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

【記載要領・注意事項】

- ・この名簿は、「欠格事由チェック表」のうち役員欠格事由に該当する者の有無を確認するために用いるものです。それ以外の目的に使用することはありません。
- ・右上の「年 月 日現在」には、申出をした日付を記載してください。
- ・本書に記載された情報をもとに、役員に暴力団の構成員等がないことを鳥取県米子警察署に照会し確認することについて、あらかじめ法人の全ての役員の同意を得ておいてください。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行等口座名	

【寄附金を充当する予定の事業内容等 記載要領】

項目	記載要領	備考
事業名 具体的な事業内容	今後、寄附金の充当を予定している事業及びその内容を記載してください。	・総会等に提出する事業計画書等との整合性を図ってください。
実施予定年月 実施予定場所	各事業の実施を予定する時期及び場所について記載してください。	・事業の性質に応じ「年 月」「通年」など適切に記載してください。
従事者の予定人数	各事業に従事する人数を記載してください。	
受益対象者の範囲 及び予定人数	事業実施により利益を受ける者の人数（範囲）を記載してください。	
寄附金充当予定額	事業実施に係る寄附金の充当予定額を記載してください。	・事業規模（想定）に応じ概算で記載してください。
寄附金の受入及び 支出に利用する銀行等 口座名	金融機関名及び店名を記載してください。	・口座番号は記載不要です。

5 指定を受けた後の注意事項等

ここでは、指定を受けた後の注意事項等について、説明いたします。

1 指定の有効期間

指定の有効期間は、指定を受けた日から5年間とします。

指定の有効期間の延長を希望する場合は、指定の更新の申出をすることができます。

2 指定を受けた法人の義務

指定を受けた法人には、市の規定に基づきいくつかの義務が発生します。

(1) 事業年度終了後の書類提出

(2) 各事業年度終了の翌日から3月以内に、前事業年度に係る次の書類を市に提出してください。

	提出する書類	備考
1	控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書(様式第3号)	
2	事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿)	
3	寄附者名簿	
4	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
5	資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、主要な取引に関する事項、給与に関する事項、寄附金支出に関する事項を記載した書類	
6	法人の活動状況を2回以上公開していることを説明する書類	指定基準チェック表(第5表)参照
7	法令等に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないことを説明する書類	指定基準チェック表(第6表)参照
8	指定の欠格事由に該当していないことを説明する書類	欠格事由チェック表参照

(3) 各種変更に係る届出

次の事項に変更がある場合には、そのつど市に変更の届出をしてください。

- ア 役員
- イ 定款
- ウ 法人の名称
- エ 代表者の氏名
- オ 主たる事務所又は県内の事務所の所在地
- カ 事業の内容
- キ 事業を行う県内の地域
- ク ホームページアドレス

<届出に必要な書類>

- ・控除対象特定非営利活動法人変更届出書（様式第2号）
- ・変更後の役員名簿又は定款（変更があった場合のみ）

（4）助成金の支給実績の提出

他団体等へ助成金を支給したときは、遅滞なく、その助成実績を記載した書類を提出してください。

<提出する書類>

- ・控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書（様式第4号）

（5）書類の備え置き、閲覧

指定の申出の添付書類その他一定の書類については、控除対象 NPO 法人の主たる事務所及び県内の事務所に備え置く必要があります。また、書類の閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければなりません。

	備え置くべき書類	いつから	いつまで
1	各指定基準に適合することを説明する書類(申出書の添付書類)	指定を受けたとき	指定を受けている間
2	欠格事由に該当しないことを説明する書類(同上)	〃	〃
3	寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類(同上)	〃	〃
4	寄附者名簿	毎事業年度初めの3月以内	翌々事業年度の末日まで
5	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	〃	〃
6	資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、主要な取引に関する事項、給与に関する事項、寄附金支出に関する事項を記載した書類	〃	〃
7	法人の活動状況を2回以上公開していることを説明する書類	〃	〃
8	法令等に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないことを説明する書類	〃	〃
9	指定の欠格事由に該当していないことを説明する書類	〃	〃

（6）その他

ア 解散

控除対象 NPO 法人が解散したときは、その清算人は市に届出をしなければなりません。

イ 合併

控除対象 NPO 法人が他の NPO 法人と合併するときは、その旨を届け出なければなりません。

ウ 監督

控除対象 NPO 法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあるときなどの場合において市は当該 NPO 法人に対し、業務・財産の状況について報告を求めたり、立入検査を行ったり、改善

勧告、命令を行ったりすることがあります。

エ 指定の取り消し

控除対象NPO法人が偽りその他不正の手段により指定を受けたとき、欠格事由のいずれかに該当するときなどの場合、指定の取り消しを行います。

オ 罰則

指定の申出に係る書類に不実の記載をしたとき、控除対象NPO法人がなすべき書類の提出を怠ったときなどの場合、当該法人の役員等には5万円以下の過料が科されることがあります。

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

米子市NPO法人の条例個別指定制度【指定申出の手引き】

作 成 平成 26 年 3 月

担 当 米子市企画部市民自治推進課協働推進係

電 話 0859-23-5375